様式第2号（第4条関係）

宇美町自治会公民館等整備費補助金内定通知書

第　　　号

年　　　月　　　日

　様

宇美町長　　　　　　　　　　印

年　月　日付けで申請のありました宇美町自治会公民館等整備費補助金の交付については、次のとおり交付することを内定したので、宇美町自治会公民館等整備費補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業の対象 | 補　助　額 | 補助事業経費 | 補助対象経費 | 補助金の額(百円以下切捨) |
| 1. 自治会公民館の新築事業
 | 1　新築の建築延べ床面積に別に定める建築補助単価（以下「補助単価」という。）を乗じ消費税等を加えて得た額の3分の2以内の額。ただし、建築実施単価が補助単価に消費税等を加えて得た額に満たない場合は、当該建築実施単価に建築延べ床面積を乗じて得た額の3分の2以内の額2　補助単価は、1平方メートル当たり、154,000円とする。3　実施設計及び施工監理料に要する必要経費に3分の2を乗じて得た額に相当する額 | 円※建築延べ床面積　　　　　　 ㎡※建築補助単価又は建築実施単価円※実施設計料円※施工監理料円 | 円　 | 円 |
| (2)自治会公民館の全面増改築事業 | 1　工事に要する必要経費に3分の2を乗じて得た額に相当する額2　実施設計及び施工監理料に要する必要経費に3分の2を乗じて得た額に相当する額 | 円※実施設計料円※施工監理料円 | 円 | 円 |
| (3)自治会公民館の増改築、修理、外構工事(敷地内樹木伐採等事業を含む。)及び解体工事事業 | 1　工事に要する必要経費に2分の1を乗じて得た額に相当する額2　実施設計及び施工監理料に要する必要経費に2分の1を乗じて得た額に相当する額 | 円※実施設計料円※施工監理料円 | 円 | 円 |
| (4)自治会公民館の公共下水道切替事業 | 1　工事に要する必要経費に5分の4を乗じて得た額に相当する額2　実施設計及び施工監理料に要する必要経費に5分の4を乗じて得た額に相当する額 | 円※実施設計料円※施工監理料円 | 　円　 | 円 |
| 計 | 円　 | 円　 | 円 |